

京都市訓令甲第 10 号

序 中 一 般

京都市副市長事務担任規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市長 門 川 大 作

第1条の表岡田副市長の項中「，産業観光局及び上下水道局」を「及び産業観光局」に改め，同表村上副市長の項中「及び区役所支所」を「，区役所支所及び上下水道局」に改め，同表植村副市長の項中「植村副市長」を「鈴木副市長」に改める。

第2条第1項中「「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略，SDGs（持続可能な開発目標をいう。）及び」を削り，「植村副市長」を「鈴木副市長」に改める。

第3条中「かかわらず」の右に「，SDGs（持続可能な開発目標をいう。）」，レジリエント・シティ，「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略」を加え，「，レジリエント・シティ」を削る。

附 則

この訓令は，平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)